

## 令和2年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和2年7月21日（火） 午後5時00分～

場 所：職員会館メルクス3階会議室

出席者：吉岡会長、小路口委員、穴見委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松尾委員、  
宮崎委員、吉弘委員 以上9名

### 議事の概要

#### 1 委員紹介

#### 2 会長・副会長の選任

- (1) 吉岡委員を会長に選任
- (2) 小路口委員を副会長に選任

#### 3 諮問案件の審議

##### 【諮問案件】

令和2年国勢調査の実施に係る調査関係書類・用品の保管、仕分け及び配送等業務を委託するに当たり、調査員の氏名等の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部総務課】

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

実施機関：総務課（中島課長補佐、田中主査）

—資料をもとに総務課から説明—

(A委員) 条例によると、実施機関において十分な個人情報の保護措置を講じるということだが、それは今回の案件においては電子データの暗号化処理を施すということか。他には何かあるのか。

(実施機関) USBを開く際のパスワードの設定をしている。

(A委員) USB自体にパスワードの設定もしているのか。それに加えて電子データも暗号化処理をしているということか。

(実施機関) そうである。

(A委員) 接続先側にもオンライン結合等するときには、市側が漏えい防止などの個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるというのが条例の建て付けかと思うが、どのような措置を講じるのか。

(実施機関) 業者との委託契約の中で個人情報の適切な取扱いについて規定している。

(A委員) 具体的にはどのようなことか。

(実施機関) 「この契約による業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。」という内容を契約書の中に盛り込んでいる。

(A委員) 接続先のパソコンなどに個人情報が入り込まないように措置を講じることをお願いしたり、外部と接続しないパソコンを使用させるなどの措置を講じているのかと想像していた。渡した情報に関しては、契約書上、漏らしてはいけないという約束をしてもらうのだろうが、物理的な措置は何かとっていないのか。そこまで厳格に求めているわけではないのか。

(実施機関) 今のところは委託業者に対し、そこまでの措置は求めている。

(A委員) 委託はよくあるのか。

(実施機関) 国勢調査の用品に関しては、今回が初めてである。

(A委員) 他の自治体ではあるのか。

(実施機関) 今年度は福岡市、北九州市、飯塚市が委託するということである。

(A委員) その時は、USBで個人情報を渡すことが多いのか。

(実施機関) そこまでは把握していない。

(会長) 他に意見や質問はないか。

(B委員) 調査員の情報を紙媒体で渡して、それを委託業者が手入力する場合にミスが生じ、困るということになると、データで渡したものをそのまま貼り付けて使うということを用意しているのか。

(実施機関) そうである。我々が作成したデータをそのまま活用してもらうことを想定している。

(B委員) 手入力しなくても済むようにということか。

(実施機関) そうである。

(B委員) そうすると、先ほどA委員が指摘したような事項は考えた方がいいのではないかと。条例第10条の2項にも、ただし書で例外的にオンライン結合等を行う場合は、適切な措置を講じるとあるので、データの複製物を作った場合は、パスワードをかけるよう委託先に指導した方がいいのではないかと。

(会長) 他に意見や質問はあるか。

—意見等なし—

(会長) 委託業者が講じる措置について、いくつか意見が出たので、その意見を付したうえで承認するというのでよいか。

—了承—

—事務局から答申書の作成の流れについて説明—

(A委員) 諮問案件について承認をするか又は意見を付すかという審議は、実施機関がいる前で行っているのか。実施機関に説明を求めて、こちらで審議するのに十分な情報を得たら、実施機関に退出してもらって、承認・不承認の審議をしているのかと思っていた。

(事務局) 前会長のもとでは、実施機関を入室させた状態で結論を出していたが、特に定めはないので、今の委員の皆様のご考えに沿って、対応の変更は可能である。

(A委員) 付す条件の内容等、実施機関のいる前で話しにくいことがあるかもしれないので、答申の結論部分は、実施機関がいないところで審議した方が自由活発な議論ができるのではないと思う。実施機関がいる前でもダメなものはダメと言うのであればそれはいい

いと思うが。

(会長) 他に意見はないか。事務局の話だと特に定めはないということなので、各委員の意見を踏まえ、進め方は決めていきたいと思う。最終的な承認・不承認については、実施機関を退室させて議論をするのか、入室させた状態で判断するのかということになるかと思うが、意見はあるか。

(C委員) これまでも、各委員、実施機関のいる前でも言いたいことは発言してきたので、今の流れでいいのではないかと思う。

(会長) 他の委員はどうか。

(D委員) 今までも、こういうところを注意した方がいいということは言ってきた。実施機関がいる前だから意見を言わないことはなかった。

(会長) 審議の流れについては、実施機関がいる中で承認・不承認の判断をしていいのではないかという意見があった。

(A委員) こういうところは注意した方がいいということは当然実施機関に言わなければならない。そのための審議会だと思う。これまでも実施機関のいる前でも活発な議論をしていたとのことであれば、従前通りの進め方でもいいと思う。

(B委員) 事案にもよると思う。この場で実施機関から説明を聞いた後に、言わなければいけないことや自分はこう思っているということを実施機関がいないところで議論をした方がいい事案もあると思う。今定型的に決めてしまわなくても、今回の案件については実施機関を退室させて議論をしたい、という意見があれば、A委員が言ったような審議方法をとるなど、柔軟にやったらどうか。

(会長) 案件によって委員だけで審議したい場合は、一旦実施機関を退室させて審議するという案が出たので、基本的には今まで通りの流れでやっていくが、もし必要な場合は実施機関を退室させて委員で意見を詰めていくということによいか。

—了承—

#### 4 令和元年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（通年）

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

—事務局から報告（資料8ページ及び9ページの表頭や9ページ下段にある不開示の内訳中「条例第14条の2第1項」は「条例第7条」の誤りであり、資料19ページの6運用状況の公表中の「令和元年度」は「平成30年度」の誤りであるため、資料の記載内容を訂正）—

(A委員) 条例上、目的外利用や外部提供をしたときに審議会に報告することになっているから、件数の報告をされているという整理か。どういう内容で目的外利用したのかという報告は審議会にはあがってこないのか。

(事務局) 条例第9条第6項は、目的外利用と外部提供の届出があったときには、審議会に報告しなければならないと規定している。運用状況報告も一年に一度しているので、目的外利用と外部提供の報告も併せて審議会に報告しているが、件数があまりにも多いため、ひとつひとつの中身についてまでは報告をせず、概要を報告している。希望があれば次回の審査会で中身について報告をすることは可能である。

(A委員) 条例第9条第6項の報告が、資料14ページの2の報告になるのか。  
(事務局) そうである。目的外利用と外部提供の主なものであれば口頭で報告が可能である。  
(会長) いくつか挙げてもらいたい。

—口頭による報告—

(A委員) 情報公開・個人情報保護審査会に報告するのではないか。  
(事務局) 審議会に報告をしている。  
(A委員) 目的外利用や外部提供の細かい内容を審査会の方に報告されていた記憶がある。条例上審議会に報告しなければならないと規定されていて、件数しか報告しないのであれば、フリーハンドと同じではないのか。  
(会長) 以前は、目的外利用や外部提供の細かい内容まで報告があっていた。今回は、件数があまりにも多いため、ひとつひとつの中身についてまでは報告をせず、概要を報告しているとのことである。必要があれば外部提供や目的外利用の細かい内容の報告も可能とのことである。  
(E委員) この報告は、実施機関が条例第9条第3項の規定に基づき目的外利用や外部提供を適切に行ったことを審議会に報告をしているという整理でよいか。  
(事務局) そうである。  
(E委員) 条例の建て付けとしては、目的利用や外部提供をする際に、第9条第3項第4号の場合は審議会に審査を行うが、それ以外については法令又は条例の定め等に基づき判断しているという理解でよいか。  
(事務局) そうである。  
(E委員) 確かに1件1件報告するのは大変である。  
(A委員) だいたい類似の内容ではあると思う。  
(会長) 先ほど事務局から口頭で目的外利用と外部提供の主な内容について報告があり、法令等に基づいて適切に行っているとのことであった。1件1件内容の報告までは求めないということよろしいか。

—了承—

運用状況の報告について他に意見はないか。

—意見なし—

## 5 令和元年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

—事務局から報告—

—質問や意見等はなし—

## 6 その他

次回の開催について